

## 西予市森林整備担い手確保育成対策事業費補助金交付要綱

平成16年4月1日

告示第171号

(趣旨)

第1条 この告示は、林業従事者の労働安全衛生の充実、技術及び技能の向上、福利厚生の実を図るため、森林組合、第三セクター、森林組合出資林業会社、認定林業事業体、造林業者、育林業者、素材生産業者及び森林所有者（以下「林業事業体」という。）が行う西予市森林整備担い手確保育成対策事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において西予市森林整備担い手確保育成対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するため、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び補助率等)

第2条 事業種目、補助対象者、補助対象経費及び補助率等は、別表第1から別表第4までに掲げるとおりとする。

2 補助対象とする期間は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助金の交付申請)

第3条 林業事業体は、補助金の交付を受けようとするときは、西予市森林整備担い手確保育成対策事業費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に関係書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 林業事業体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに林業事業体に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第5条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ西予市森林整備担い手確保育成対策事業変更承認申請書(様式第2号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金の増額又は減額をしようとするとき。

(2) 配分した事業種目ごとの補助金の20%を超える変更をしようとするとき。

(補助事業の中止及び廃止)

第6条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ西予市森林整備担い手確保育成対策事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る年度の10月31日現在において西予市森林整備担い手確保育成対策事業遂行状況報告書(様式4号)を作成し、11月5日までに市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに西予市森林整備担い手確保育成対策事業実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 第3条第2項ただし書により交付の申請をした林業事業体は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第3条第2項ただし書に該当した林業事業体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書により交付の申請をした林業事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を西予市森林整備担い手確保育成対策事業費補助金仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第6号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、西予市森林整備担い手確保育成対策事業費補助金精算払請求書（様式第7号。以下「請求書」という。）を別に定める期日までに、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 市長は、請求書を受領した場合は、補助金を交付するものとする。

（目的外使用の禁止）

第12条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

（指導監督）

第13条 市長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

(1) この告示及び補助金の交付の条件に違反したとき。

(2) この告示に基づき市長に提出した書類に偽りの記載があったと

き。

(3) 補助事業の施行の内容及び方法が不相当であると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、補助事業の施行について、不正又は虚偽の行為があったとき。

(関係書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成29年度西予市告示第143号)

この告示は、公布の日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則(令和2年西予市告示第104号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年西予市告示第154号)

この告示は、令和4年1月1日から施行する。

附 則(令和5年西予市告示第154号)

この告示は、令和5年9月8日から施行する。

別表第1（第2条関係）

事業種目	補助対象者	補助対象経費	補助率
1 森林組合作業班等確保育成事業	森林組合作業班員並びに第三セクター、森林組合出資林業会社及び認定林業事業体の現場社員で、造林及び伐採搬出等の現場作業に年間150日以上従事する者 （年間の現場作業従事日数は、事業実施年度の4月1日から3月31日までの1年間に従事した日数とする。）	・退職金制度加入等促進 退職金制度（林業退職金共済制度及びそれに相当する退職金制度とする。）の掛金に相当する経費 （人当たり年額70,500円（林業退職金共済制度掛金150日相当分）を上限とする。）につき、3分の2を下回らない補助率により補助するのに要する経費（ただし、円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。）	補助対象経費の3分の2以上
2 林業労働安全衛生推進事業	同上	（1）労働安全装備品整備 労働安全に資する装備品（別表第2に掲げる品目を標準とする。）の整備に要する経費につき、市町が3分の2を下回らない補助率により補助するのに要する経費（ただし、円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。）	同上
	森林組合、第三セクター、森林組合出資林業会社及び認定林業事業体	（2）労働安全機械器具整備 労働安全に資する機械及び器具（別表第2に掲げる品目を標準とする。）の整備に要する経費につき、3分の2を下回らない補助率により補助するのに要する経費（ただし、円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。）	同上
3 フォレスト・マイスター育成研修助成事業	林業事業体等に雇用されている者のうち、愛媛県林業研究センターが行う研修（愛媛県農林水産研究所林業研究センター研修実施要綱第2条に規定する林業技術研修又は振興機構が実施する林業技術研修のうち、研修日数が20日以上研修とする。）に参加する者 （ただし、所定の課程を修了する者に限る。）	・フォレストワーカー養成コース ・林業架線作業技術コース ・高性能林業機械作業技術コース 林業事業体等が派遣する研修生の研修期間中の基本給（事業実施年度の4月1日現在の正規の勤務時間による勤務に対する報酬とし、1人当たり月額15万円を限度とする。）に要する経費につき、3分の2を下回らない補助率により補助するのに要する経費（ただし、円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。）	同上

4 蜂アレルギー災害未然防止対策事業	森林組合作業班員又は職員並びに第三セクター、森林組合出資林業会社及び認定林業事業体の社員で、造林及び伐採搬出等の現場作業に従事する者	(1) 蜂アレルギー検査推進 医療機関での蜂アレルギー検査に要する経費(1人当たり年額6,000円を上限とする。)につき、3分の2を下回らない補助率により補助するのに要する経費(ただし、円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。)	同上
		(2) 自動注射器購入支援 蜂毒に起因するアナフィラキシー反応に対する自動注射器の購入に要する経費(年額6,000円を上限とする。)につき、3分の2を下回らない補助率により補助するのに要する経費(ただし、円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。)	同上
5 林業技術研修資格取得促進事業	森林組合作業班員並びに第三セクター、森林組合出資林業会社及び認定林業事業体の現場社員のほか、「3フォレスト・マイスター育成研修助成事業」において助成対象としている者	林業現場で必要とされる資格等(別表第3に定める資格とする。)の取得に要する経費につき、3分の1を下回らない補助率により補助する場合に要する経費(ただし、円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。)	同上
6 高度林業機械技士育成促進事業	事業種目2の補助対象経費(2)に同じ。ただし、以下の条件をすべて満たすものとする。 ・高度林業機械技士が在籍するか、又は、今後、育成する意思が明らかであること。 ・実践的な集約化施業団地において森林整備を行うよう努めること。 ・愛媛県林業労働力確保促進基本計画に登載する作業システム型を構築するよう努めること。	民間のレンタル会社又はリース会社から高性能林業機械(別表第4に定めるものとする。)を借り受ける経費(月額300,000円を上限とする。)のうち、2分の1を下回らない補助率により補助するのに要する経費(ただし、円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。)	補助対象経費の2分の1以上

別表第2(第2条関係)

区分	品目
装備品	安全ヘルメット、安全ズボン、安全ブーツ、安全ベルト、ウェザースーツ(防湿防水服)、チェーンソー防護服切創防止用保護衣、空調衣、防振手袋、保護眼鏡、防塵ゴーグル、イヤーマフ、耳栓、防蜂網、すねあて、呼子(笛)、腰痛予防器具、電熱式防寒服
機械及び器具	業務用無線機(主に作業現場用)、衛星携帯電話機(主に労働災害等緊急連絡用)、緊急時自動伝達装置(主に現場作業用)、繊維ロープ(主に集材作業用)、オートチョーカー(主に荷掛用)、けん引具(主にかかり木処理用)、フェリングレバー、木廻しベルト、救急担架、救急箱、血圧計、墜落制止用器具

別表第3(第2条関係)

資格名	種類
中型自動車免許	免許
大型自動車免許	免許
林業架線作業主任者免許(準備講習)	免許(準備講習)
地山の掘削作業及び土止め支保工作業主任者技能講習	技能講習
はい作業主任者技能講習	技能講習
車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)運転技能講習	技能講習
車両系建設機械(解体)運転技能講習	技能講習
不整地運搬車運転技能講習	技能講習
フォークリフト運転技能講習	技能講習
小型移動式クレーン運転技能講習	技能講習
玉掛技能講習	技能講習
足場の組立て等作業主任者技能講習	技能講習
高所作業車運転技能講習	技能講習
伐木等の業務に係る特別教育	特別教育講習
小型車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)の運転の業務に係る特別教育	特別教育講習
小型車両系建設機械(解体用)の運転の業務に係る特別教育	特別教育講習
機械集材装置の運転の業務に係る特別教育	特別教育講習
伐木等機械の運転の業務に係る特別教育	特別教育講習
走行集材機械の運転の業務に係る特別教育	特別教育講習
簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育	特別教育講習
高所作業車の運転の業務に係る特別教育	特別教育講習
足場の組立て等の業務に係る特別教育	特別教育講習
フルハーネス型墜落防止用器具に係る特別教育	特別教育講習
刈払機取扱作業安全衛生教育	安全衛生教育講習
チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育	安全衛生教育講習
荷役運搬機械等によるはい作業従事者安全衛生教育	安全衛生教育講習



別表第4(第2条関係)

機械の種類
ハーベスタ、プロセッサ、スイングヤーダ、タワーヤーダ、ザウルスロボ